

鳥取県告示第740号

平成22年鳥取県告示第517号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）食のみやこ鳥取県販売拠点施設 鳥取港海鮮市場かろいちに係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年12月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見を提出した市町村

鳥取市

2 意見の概要

騒音レベルの予測値は規制基準値以下であるが、施設完成後、予測値と大きくかい離する場合は、対応策を講ずること。

3 縦覧に供する期間

平成22年12月17日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課